

第4章 関係地域

千葉県我孫子市、柏市、印西市、
茨城県取手市、利根町、龍ヶ崎市

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を平成29年4月3日に知事へ送付したところ、平成29年4月18日から平成29年5月17日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から平成29年6月1日の意見提出期限内において、意見書の提出はなかった。

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成 29 年 8 月 22 日付環第 412 号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(通知)

本事業は、我孫子市内で発生する一般廃棄物の処理を行う我孫子市クリーンセンターの老朽化に伴い、事業実施区域内に新たなごみ焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設等を段階的に整備し、併せて現行のごみ焼却施設等を撤去する計画である。

本事業では、環境に配慮し、安全で安定的なごみ処理を実現させることを目的とし、実績が多く信頼性も高いストーカ方式のごみ焼却炉を設置する計画としている。

事業実施区域は利根川の南側に位置する低地の一角にあり、周辺は利根川ゆうゆう公園、利根川サイクリングロード等として利用されている。

事業実施区域の近傍には、障害者支援施設や老人福祉施設等、環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

1. 総括的事項

本事業における、各施設の設置、移設及び撤去の計画並びに現行焼却施設から新設焼却施設への運用の移行計画について明らかにすること。一連の整備計画による環境への影響を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。

事業者の見解

本事業は、既存施設の敷地内において段階的に建設と撤去を行います。事業段階毎の各施設の配置、撤去計画及びそれに伴う現焼却施設から新焼却施設への運用の移行計画は「第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容」に整備順序として記載しました(2-12 頁～2-13 頁参照)。また、方法書段階から事業計画の熟度が上がり、地下構造物の形状等の変更や生活排水の放流量の見直し(減少)、リサイクルセンターの処理能力の見直し(増加)等を実施しました。そこで、最新の事業計画を踏まえ、事業による環境への影響を改めて精査した上で、適切な環境影響評価となるように、調査、予測及び評価を実施しました。なお、方法書段階から追加した調査、予測及び評価項目は、水文環境、地盤となります。

2. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般事項

①環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討したうえで環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

事業者の見解

「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」に記載した最新の事業計画をもとに、環境影響評価項目を適切に選定し、調査、予測及び評価を可能な限り定量的に実施しました。その結果をもとに対象事業の実施に伴う環境影響をできるだけ回避・低減するように実行可能な範囲内で具体的な環境保全措置を検討しました。

②準備書作成の前に、計画処理量及びごみ質の変化が見込まれる場合は、大気質、温室効果ガス等の予測への影響を考慮し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。

事業者の見解

最新のデータによる計画処理量及びごみ質は、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」に記載したとおりであり（2-14頁～2-15頁参照）、方法書段階からごくわずかですが変化しました。そこで、最大着地濃度出現地点等は最新の事業計画をもとに再検証し、方法書段階からの変化がわずかであることを確認したうえで、大気質や温室効果ガス等の調査、予測及び評価を実施しました。

③事業実施区域の近隣に位置する障害者支援施設等について、居住施設の場所を図面により明らかにするとともに、当該施設への環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

対象事業実施区域に隣接する福祉施設の位置等は、図面により明らかにしました（3-123頁参照）。また、方法書段階で記載したとおり、当該施設への環境影響を鑑み、隣接する敷地境界を地点として設定し、調査、予測及び評価を可能な限り定量的に実施しました。その結果をもとに実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う環境影響をできるだけ回避・低減するように具体的な環境保全措置を検討しました。

(2) 大気質

①新設焼却施設の各炉の運転計画を明らかにするとともに、1炉での稼働が見込まれる場合には、当該条件においても大気質の予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

新規焼却施設の各炉の運転計画は、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」に記載したとおり（2-23頁参照）、1炉での稼働は定期点検時等に一時的に見込まれますが、通常時は2炉での稼働となる計画です。

なお、1炉で稼働した場合は、稼働条件や燃焼条件は2炉稼働時と同様であることから、大気汚染物質の排出量は半分となります。また、集合煙突ではなく、1炉につき1煙突となる計画ですので、吐出速度等に変化はなく、有効煙突高さは2炉稼働時と同様であることから、最大着地濃度も半減することになります。従って2炉で稼働している状況について予測を行いました。なお、上記については、予測条件に記載しました（7-82頁～7-83頁参照）。

②施設の稼働による大気質の調査について、地形や風特性等を考慮して調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

事業者の見解

施設の稼働による大気質の調査地点は、対象事業に最も近い気象庁の地域気象観測所である我孫子観測所において、風向出現頻度が高い東、南南西と、その風下側となる西、北北東を含む4方向について、ボサンケ・サットンの拡散式を用いて試算した最大着地濃度出現距離（約2.14km）付近における保全対象（住宅等）が密集している4箇所を選定しました。選定の際には、現地踏査を実施し、崖地に隣接していない等、周囲の環境を代表させることができると考えられる調査地点であることを確認しました（7-47頁～7-49頁参照）。

③施設供用時の短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を具体的に記載すること。

事業者の見解

施設供用時の短期高濃度予測は、方法書段階で記載したとおり、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定して予測を実施しました。また、その際の予測条件も併せて記載しました（7-85頁～7-93頁参照）。

(3) 水質

供用時における排水の水質及び発生量を明らかにすること。また、排水の処理方法・処理量、処理後の水質及び放流先・放流量についても明らかにするとともに、放流先の水質への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。

事業者の見解

最新の事業計画をもとに、供用時における排水の処理方法・処理量及び放流先・放流量を明らかにしました(2-31頁参照)。また、排水の処理後の水質について、プラント排水はクローズド方式とすることから、排水に有害物質が含まれることはありません。また、生活排水は合併浄化槽により処理した後に放流する計画であり、「浄化槽法」に基づきBOD20mg/L以下、自主基準値として10mg/L以下とする排水基準を設定する(2-29頁参照)ことから、排水水質は適正なものとなります。加えて、排水の放流量は既存施設が32.2m³/日に対し、計画施設は17.5m³/日と約1/2に減少することから、周辺環境への影響は現状から悪化することはないと考えます。従って、環境影響評価項目として設定しませんでした(7-7頁～7-8頁参照)。

(4) 水文環境

工事の実施及び施設の供用に伴う影響について、地下構造物の規模及び深度を明らかにしたうえで、地下水流動への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。

事業者の見解

設置工事や基礎工事等を実施するものの、大規模な地形の改変は行わず、地下構造物(雨水流出抑制施設、ごみピット等)の規模(おおよそ幅23.5m、奥行き30.0m、深さ10.0m)も地下水面の広がりと比べて小さいことから、地下水脈の遮断といった水文環境に広域的な影響を与えるおそれはほとんどないと考えます。しかし、既存施設よりも地下構造物の規模が大きくなることや、地下水位(地表からの深さ2.2m～3.5m程度)が新施設の地下構造物よりも高い位置にあることを鑑み、より適切な環境影響評価とするため、水文環境について予測評価を実施するものとして、環境影響評価項目として新たに設定しました(7-5頁及び7-8頁参照)。なお、同時に水文環境と密接な関係がある地盤についても、同様の理由により環境影響評価項目として新たに設定しました。

(5) 騒音

工事の実施及び施設の供用による影響について、事業実施区域西側に障害者支援施設等が位置することから、音源の位置や高さ等を踏まえ、当該施設への影響を適切に予測すること。

事業者の見解

当該施設への環境影響を鑑み、隣接する敷地境界を予測評価地点として設定し、調査を実施しました。また、予測においては、最新の事業計画をもとに音源位置等を予測条件として設定して実施しました。加えて、その結果をもとに実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う環境影響をできるだけ回避・低減するように具体的な環境保全措置を検討しました(7-171頁～7-182頁及び7-197頁～7-209頁参照)。

(6) 悪臭

施設の供用による影響に係る調査について、地域の風特性や施設の配置、近隣に位置する障害者支援施設等への影響等を踏まえて調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

事業者の見解

調査地点は、施設の稼働による大気質の調査と同様の考え方で設定しました。加えて、方法書段階で記載したとおり、隣接する福祉施設への影響を踏まえ、敷地境界の風下側、風上側でも調査を実施しました（7-292 頁参照）。

(7) 土壌

工事の実施による影響に係る調査について、地歴調査に基づき必要な数の調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

事業者の見解

土壌汚染の現況を把握する調査地点は、地歴調査において「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」とされた箇所の中から、工事の実施により掘削するごみピットの計画位置と重複する1地点を設定しました（7-326 頁参照）。また、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び詳細調査を実施した結果も記載しました（7-333 頁～7-335 頁参照）。

なお、既存施設は現在も稼働中であることから、地歴調査で確認された「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」の全てで調査を実施することは不可能です。そのため、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」については、工事計画に則って順次、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施し、必要に応じて適切な対策を実施していくものとします。

(8) 植物・動物・陸水生物

工事の実施及び施設の供用による影響に係る調査について、調査地点の設定根拠を明らかにすること。事業実施区域周辺に希少種の生息が想定される場合は、これらの生物への影響等も考慮して適切に調査手法を設定すること。また、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)(平成24年 環境省)」に従って調査期間等を設定すること。

事業者の見解

対象事業実施区域の周囲には、主に水田・耕作地、河川敷の草地といった環境が存在することから、調査ルートはこれらを網羅できるように設定しました。また、調査地点もこれらの環境の植物、動物、陸水生物を網羅して把握できるように設定しました。具体的には、哺乳類、昆虫類のトラップ調査地点は、対象事業実施区域や水田・耕作地環境を把握する地点と、河川敷の草地を把握する地点を、鳥類の調査地点はそれぞれの環境を広く見渡せる2地点を設定しました（7-396 頁参照）。陸水生物の調査地点は、対象事業実施区域に隣接する布湖排水路の下流側1地点を設定しました（7-454 頁参照）。

また、対象事業実施区域周辺においては、法律で規制されるような希少種が生息する可能性は極めて低いことを専門機関へのヒアリングにより確認し、もし、確認された場合は適切な処置を実施できる体制のもとで現地調査を実施しました。

さらに、猛禽類については、その生息の可能性について専門機関へのヒアリングにより確認し、「猛禽類保護の進め方(改訂版)(平成24年 環境省)」を参考に2営巣期の調査を実施しました。

(9) 景観

施設の供用による影響に係る調査について、景観に係る環境影響を的確に把握できる調査地点を設定するとともに、設定根拠を明らかにすること。

事業者の見解

調査地点は、景観に係る環境影響を的確に把握できるよう対象事業実施区域周辺の代表的な眺望点に設定しました。なお、調査地点の設定にあたっては地形を考慮し、煙突を含む新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターを見通せ、公共性、代表性のある地点を選定しました。また、方法書での調査地点に加えて、対象事業実施区域近傍の野外レクリエーション地であり眺望が開けている利根川ゆうゆう公園を選定しました（7-495頁～7-505頁参照）。

(10) 温室効果ガス等

予測及び評価において、現行の焼却施設における取組、発生する温室効果ガスの量及びその算出根拠を明らかにした上で、新設焼却施設との比較を行うこと。

事業者の見解

温室効果ガス等の予測及び評価においては、現行の焼却施設（現施設）における発生量と新設焼却施設（新廃棄物処理施設）からの発生量について、それぞれ資料編、本編に算出根拠を明確にしたうえで予測し、比較を行いました。また、新設焼却施設（新廃棄物処理施設）で計画されている余熱利用による効果も見込んで予測、評価を行いました（7-565頁～7-573頁参照）。